

☆町民ファシリテーター登録制度に係る町の考え方

◇第7期中標津町総合計画より（抜粋）

第1章 つながりが未来を築くまちづくり

1 協働のまちづくりの推進

主要施策

(1) 中標津町自治基本条例の推進

- ①町民が主体の自治を実現することを基本理念とする「中標津町自治基本条例」を推進し、住民の自治意識を高めます
- ②条例の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の実施状況を把握し進行管理を行い、必要に応じ見直しを行います

(2) 町民のまちづくりへの参画推進

- ①町民のまちづくりの参画推進のため、対話による協働のまちづくりの推進や、パブリックコメントの活用などを推進します

(3) 人材・団体の育成と連携の推進

- ①各分野における人材の育成や町民の新たな取り組みなど、自主的な活動を支援します
- ②町民活動団体へ情報提供を行うなど活動支援を推進します
- ③町内外への人や団体・企業・自治体間の連携についての体制づくりを進めます

◎町民ファシリテーターとは・・・

プロや専門家ではなく、地域に住み続ける人が、まちの話し合いの場にファシリテーションの視点を持って参加したり、話し合いの場をつくる人

◎ファシリテーター活用のメリット

- ・意見交換会やワークショップ等で、参加者（町民）の意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、町民主体の地域づくりの活性化につながる

●町民ファシリテーター登録制度導入にあたって考えられる課題（全体）

- ・「ファシリテーター」という存在が町民にどれだけ認識されているか
⇒対話による協働のまちづくりのPRが必要
- ・ファシリテーターを必要とする意見交換会等がどれだけ開催されるか
⇒登録してもらっても実践する場が少ないかも（場の創出が必要か）

●町の登録制度とした場合の考えられる課題

- ・ファシリテーターの登録は町民限定、養成講座受講者も町民限定となるか
⇒N-CAN開催だと、町外の方も受講可能。登録については希望者
※「町民」：自治基本条例第2条
- ・報酬については、他自治体の例をふまえ、安価な設定が想定される
⇒ある程度の対価がないと継続しないのでは

〈方向性〉

対話による協働のまちづくりの推進のため、話し合いが上手にできる人を増やしていく（その先には公の場で活躍できるファシリテーターを増やす）

○町でファシリテーター養成講座を開催していく

⇒受講した方を「町民ファシリテーター」として、町が管理・派遣していく

「登録」とすると荷が重いと感じる方もいると思うので、登録とせず、名簿管理的なイメージ

○名簿の期限について

⇒例えば3年に1回は講座を受講してもらうなど、更新していくようにする

○町民ファシリテーターのスキルアップを目的としてフォローアップ講座なども実施する

⇒実践と研修をつんでもらい、ファシリテーターを育成していく

○民間の団体や行政から派遣依頼があった場合、町民ファシリテーターに声かけし、派遣調整する

⇒活動的な方とそうでない方の色分けができてくる？

○報酬等については、実施している他自治体を参考に設定する

・メインファシリテーター～

・テーブルファシリテーター～

・交通費～町内なし、郡部 30 円/km（旅費規定より）

《参考》

札幌市：コーディネーター～6,500 円/時間

グラフィッカー～3,000 円/時間

ユーススタッフ～1,000 円/時間

福島県会津若松市：謝礼あり（金額は？）

千葉県白井市：謝礼や交通費等はなし

神奈川県小田原市：謝礼 5,000 円、交通費 2,500 円

こども家庭庁：4,000 円/時間

※現在N-CANに登録している方たちはどういう取り扱いにするとよいか